

※必要に応じて加除修正を行う

「●●●●●●●● (提案名)」に関する協定書 (見本)

大月町 (以下「甲」と言う。) と●●●●● (以下「乙」と言う。) は、民間提案制度における協議対象提案である「●●●●●●●●」(以下「本件」と言う。) について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、本件の事業化に向けて誠実に協議するものとする。

(協定の期間)

第2条 協定の期間は、協定締結日から1年とする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、甲と乙の協議の上、協定の期間を1年を超えない範囲で延長できるものとする。

(甲の役割)

第3条 甲は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

2 甲は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

(乙の役割)

第4条 乙は、甲との連絡調整の窓口を設置する。

2 乙は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

(費用の負担)

第5条 事業化に向けた協議にかかる費用のうち、甲に生じた費用は甲が、乙に生じた費用は乙がそれぞれ負担する。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前各項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ事前の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(協議の方法)

第8条 協議は、原則として乙が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、契約を締結又は成

立させないことができる。

- (1) 契約としての効力発生の前に乙が「大月町民間提案制度募集要項」に規定する提案者の制限に抵触したとき。
- (2) 第2条の期間内であっても、乙が甲からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと甲が認めたとき。
- (3) 詳細協議の結果、事業化することが困難又は提案内容の成果があげられないと認めたとき。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2各項に掲げる随意契約の要件に該当しないと判断したとき。

(事業化の条件)

第10条 事業化にかかる予算案や契約案が大月町議会で否決された場合や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、事業化しないものとする。ただし、その事由が解消したときは、甲と乙の協議により、再度事業化を図ることができるものとする。

(契約締結不調の場合の処理)

第11条 事由のいかんを問わず、事業化に向けた契約の締結又は成立に至らなかった場合には、本協定は解除されるものとする。その場合の甲及び乙に本事業の準備のために生じた費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

2 前項の規定により協定が解除された場合、開示者から指示があった場合は本協定に基づき受領した秘密情報はすべて返還するか破棄するものとする。ただし、法令等で保存が必要とされる文書、データ等に関してはその限りではない。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙の協議により定める。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 高知県幡多郡大月町弘見 2230

代表者 大月町長 岡田 順一

乙

所在地 ●●●●●●●●

名称 ●●●●●●●●

代表者 ●●●● ●● ●●